

第1 監査の対象

財政部(財政課、管財契約課、市民税課、資産税課、収納課)

第2 監査の期間

平成30年9月4日から平成30年10月30日まで

第3 監査の方法

平成29年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
 - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
 - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

財政部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

- (1) 収入に関する事務
 - ア 延滞料に係る事務が適切でなかったもの**

土地賃貸借契約において、契約書に記載のある延滞料の徴収がされていなかった。(管財契約課)
- (2) 契約の方法及び手続
 - ア 契約関係書類の確認が適切でなかったもの**

公有財産管理システム機器借上の仕様書において、再リース時に不要な項目が記載されていた。(管財契約課)
 - イ 契約の手続が適切でなかったもの**

土地売買契約において、契約書に記載のある契約保証金の納付を受けることなく契約を締結しているものがあった。(管財契約課)

(3) 財産管理等に関する事務

ア 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

公有財産台帳の記載内容に誤りが見受けられた。(管財契約課)

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 市税等の未収金の縮減に期待するもの（有効性）

未収金の縮減は、自主財源の確保や税等負担の公平性の観点から重要な課題であり、本市では、24年度に「春日井市税等の滞納処分の停止に関する基準」を作成し、25年度以降、タイヤロックによる自動車等の差押の実施（25年度）、外国語版催告書の送付（26年度）、インターネット利用のクレジットカードによる収納（27年度）、自営業者の売掛金差押の実施（28年度）など、未然防止を含めた徴収事務の強化や収納環境の改善に取り組んでいる。

その結果、市税等の収納率及び収入未済額は、表のとおり改善しており、徴収に係る体制の強化や事務の徹底に取り組んできた成果であるといえる。

表 収納状況 (単位：％、円)

年度	市税※		国民健康保険税		介護保険料		後期高齢者医療保険料	
	収納率	収入未済額	収納率	収入未済額	収納率	収入未済額	収納率	収入未済額
H25	94.0	2,767,392,440	69.4	2,970,287,973	96.9	102,343,125	98.5	35,621,739
H26	94.6	2,545,690,499	70.6	2,960,574,052	96.9	100,714,947	98.4	40,102,444
H27	95.3	2,266,393,112	70.9	2,843,782,690	97.2	103,377,619	98.3	45,602,868
H28	95.8	1,934,006,550	71.4	2,581,680,174	97.3	100,165,372	98.4	47,696,144
H29	96.6	1,491,161,434	72.0	2,198,338,440	97.5	87,548,204	98.7	40,690,640

※市税：個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税

しかしながら、国民皆保険制度下にある国民健康保険税の収納率が依然として低い状況にあることなどから、課税部門との一体的な取組による未然防止や長期滞納者対

策等の一層の強化に向け、また、蓄積されたノウハウを税外未収金対策に活かすためにも、29年度から実施している「滞納整理推進連絡会議」の拡充など、組織横断的な取組に期待するものである。

(収納課)